

ラ♪ラ♪友の会【法人会員従業員】規約

第1条 財団が提供する事業を通じて、会員とともに芸術文化の振興を図ることを目的とします。

第2条 会の名称は、「ラ♪ラ♪友の会(以下友の会という。)&称します。

第3条 本会の事務局を公益財団法人王子市学園都市文化ふれあい財団(以下財団という。)内に設置します。

第4条 本規約承諾のうえ、次条に定める方法で友の会への入会を申し込み、財団が入会を認めた方を「会員(法人会員従業員)」とします。

第5条 勤務先の法人の法人会員期間中、王子市芸術文化会館・南大沢文化会館・学園都市センターの窓口で社員または名刺を提示のうえ申し込み書を提出し、入会の申し込みとします。

第6条 友の会入会金及び年会費は、免除となります。

第7条 財団は、会員に対し、「ラ♪ラ♪友の会会員カード」を発行するものとします。
2 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

第8条 会員期間は、入会日から1年間とします。
2 会員(法人会員従業員)期間は、財団があらかじめ通知する期日までに、勤務先の法人が財団に法人会員費を支払うことにより更新が可能となります。その場合の会員期間は、前項の会員期間の末日の翌日から1年間とします。
3 前項による更新に必要な会費が、勤務先の法人から支払われなかった場合は、会員期間終了までに会員(法人会員従業員)が友の会年会費を支払うことにより更新できるものとします。

第9条 会員(法人会員従業員)は、次のサービスを、財団が指定する方法により受けることができます。
(1) チケット先行販売 財団が指定する公演のチケットをラ♪ラ♪友の会発売日から一般発売日の前日 23時 59 分まで販売いたします。販売予定数には限りがありますので、会員が必ずチケットを購入できることを約束するものではありません。
(2) チケット割引販売 財団主催公演等、財団が指定する事業を一般料金以下で購入することができます。割引枚数及び割引額は、公演により異なります。
(3) 公演情報の提供 「ラ♪ラ♪友の会会報」等、公演情報を勤務先の法人会員担当窓口へ送付します。

第10条 会員として購入した公演チケットを、インターネット・オークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず、財団が営利目的を判断する第三者への転売を禁じます。

第11条 会員は、氏名、住所など入会時に届出た事項に変更があったときは、財団にその変更内容を速やかに届け出るものとします。

2 前項の届出がないために、財団からの通知又は送付書類その他のものが延着又は到着しなかった場合、その際に生じた不利益、損害について財団は責を負いません。

第12条 第8条に掲げる会員(法人会員従業員)期間中に退会を希望する時は、財団に退会の申し出をし、未払いの代金がある場合には、当該債務の支払いを完了するとともに、会員カードを返却し、又は会員の責任において破壊するものとします。

第13条 次の場合は、会員(法人会員従業員)は会員資格喪失し、退会するものとします。ただし、会員資格喪失の場合も、財団に対する債務の支払いを免責されるものではありません。

- (1) 入会の際に虚偽の申告があったとき
- (2) チケット代の支払いを怠ったとき
- (3) 財団の定めた本規約に違反したとき
- (4) 財団が会員として不適切と判断したとき
- (5) その他、財団の運営に支障があるとき

第14条 財団は、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、適切に取り扱います。
2 財団は、会員情報を財団の事業等の必要に限り、次の目的のために利用するものとします。

- (1) 公演情報等の送付
- (2) 購入いただいたチケットの送付
- (3) チケット代金の請求に付随する業務
- (4) 財団の事業運営のため、個人が特定できない形で加工して、お客様サービス、その他の目的等に利用する場合
- 3 財団は、会員情報の不正なアクセス等がなされることを防止するため、必要と考えられる安全管理対策を講じます。
- 4 財団は、次の場合には必要な範囲で会員情報を外部事業者へ提供することがあります。この場合、外部事業者に対して、会員情報漏洩・再提供しないよう、契約により義務づけ、適切な管理を求めます。
 - (1) チケット代金の支払いに関するサービス提供を行う場合、また、そのサービスを業務委託する場合
 - (2) 法令により必要とされる場合
- 5 財団は、会員から、自身に関する情報の開示・訂正・利用停止・消去の依頼があった場合は、本人であることを確認した上で、特別の理由がない限り速やかに対応するものとします。

第15条 財団は、本規約会の運営に応じて変更することができるものとします。

第16条 本規約に基づき、会員と財団の諍訟について、万一、訴訟の必要が生じた場合は、財団の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専断的管轄裁判所とします。

附 則 この規約は、平成31年4月1日から施行します。

キ リ ト リ

【法人会員従業員】ラ♪ラ♪友の会入会申込書

友の会【法人会員従業員】規約に同意の上、申し込みます。

受付日 20 年 月 日

※太枠内を記入願います

会員番号

法人名					
所属					
氏名	フリガナ			性別	
				男 女	
住所	〒 都 道 府 県				
	マンション名・アパート名もご記入ください。				
電話番号					
生年月日			年	月	日

ご記入いただいた内容は、会員制度、会費または公演・展覧会およびその入場券等に関するご通知、会員情報の集計・照合・分析以外の目的では使用いたしません。

受付場所	<input type="checkbox"/> いちよう <input type="checkbox"/> 南大沢	受付者	入力確認	【法人会員確認】	
	<input type="checkbox"/> 学園都市 <input type="checkbox"/> 芸振			<input type="checkbox"/> 法人リスト確認 <input type="checkbox"/> 規約お渡し	
	※オリナスホールでは受付できません	入金日 /	カード発送日 /	<input type="checkbox"/> 社員証 or 名刺 or 名札 確認	
				<input type="checkbox"/> カードにスタンプ押印	